

## ■ 援助活動のながれ

依頼会員

提供会員

### ① 会員登録

センターへ入会申込み、登録します。

センター主催の「講習会」を受講し、登録します。

### ② センターへ援助依頼の申込み

※センターの開所時間内に「援助依頼申込書」を提出します。

※援助してほしい日の1か月前から2週間前までに申込みをして下さい。

### ③ アドバイザーから援助の依頼

援助内容(住所・時間等)に合った提供会員を選び、アドバイザーが提供会員へ援助依頼の電話をします。

※この時に断ったからと言って、今後の活動に影響はありません

### ④ 事前打合せ

**「事前打合せ」を必ず行った上で、援助活動を行います!!**

アドバイザーと依頼会員と対象のお子さん、担当する提供会員で援助活動の詳細を話し合います。

※ 援助の対象となる子どもと仲良くなることも事前打合せの目的です。

愛称やお互いの連絡先、普段の生活リズムなど・・・援助内容について協議します。

・病気の子どもの預かりはしません。  
・子どもの宿泊は行いません。

### ⑤ 援助活動

実際に援助活動を受けます。

実際に援助活動を行います。事前打合せでの内容を確認しながら行います。

#### 【 援助活動中の注意 】

・保育所へお迎えに行き、預かる場合は、依頼会員さんが施設に連絡しておくようにしましょう。

#### 【 援助活動中の注意 】

・子どもを預かる場合は、部屋の中に危険がないか、あらかじめ確認しておくようにして下さい。  
・保育園等にお迎えに行く時は、会員証を身に付け、自身を証明できるようにして下さい。

### ⑥ 援助活動終了

「援助活動報告書」を確認して押印します。

「援助活動報告書」を確認して押印します。

報酬を提供会員に支払います。

報告書を翌月5日までにセンターへ提出します。

#### ● 報酬について ●

援助活動時間 / 利用時間	30分単位	30分以上	土日祝日・時間不問
報酬金額 (児童1人)	300円	30分増す毎に300円加算	条件同じ

※ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担の世帯に利用助成があります。